

発行：NPO法人 翔夢

発行責任者：西脇 朗夫
編集責任者：五十嵐康樹

カ ム ニ テ イ

翔夢Nity

二〇〇六年十二月二十五日発行

NO.11

大阪市平野区平野南3-8-16
ドリームネット内
(06) 6702-9819http://
www.npo-cam.org/
e-mail:
nandemosoudan@npo-cam.org

と平野区にある精神障害者のハート作業所が共同で、障害者就労事業・生きがい事業・相談事業の三事業が一体となり、障害者のニーズに応えた事業展開を行っていかうと考えております。

障害者ふれあい交流センター(仮称)の設立にあたり

四月に施行された障害者自立支援法は様々なところで波紋を呼び、多くの障害者・家族の反対の運動を巻き起こし、現在国会でもこの法の再審議が始まっています。政府府自民・公明党はとりわけ問題性のある応益負担の上限設定の低料金を

四月に施行された障害者自立支援法は様々なところで波紋を呼び、多くの障害者・家族の反対の運動を巻き起こし、現在国会でもこの法の再審議が始まっています。政府府自民・公明党はとりわけ問題性のある応益負担の上限設定の低料金を

きにくい状態はなんら変わりありません。利用抑制のため福祉制度から遠ざかり、在宅化が進み一人ぼっちの障害者をたくさん生み出す方向に向かっていきます。そのようなことを少しでも減らすため翔夢では、新しい事業として『障害者ふれあい交流センター』(仮称)の建設を始めます。このセンターではドリームネット

就労事業では就労支援事業B型施設を中心に置いて、個別のケースに合わせた就労内容を保障すると共に将来にわたってのプログラムを検討しながら賃金だけではない障害者の労働の方向性を探り、企業就労も促進させつつ多岐にわたつての支援を進めていきます。

生きがい事業では、障害者の要求に応えるべく充分な会話時間を保障し、その中で生まれてき

た様々な要求に応えるため障害者同士が力を合わせ相違工夫を凝らした取り組みを進めていきます。

相談事業では、障害・年齢を問わずありとあらゆる相談に答えていくために様々な支援者の協力を仰ぎながら、問題解決のお手伝いをさせていただきます。また、施設利用されている方の日常の疑問や悩みなども日々聞ける体制を維持させつつ、他の事業自体に反映できる機関にしていききたいと思っています。

スタッフのあり方は基本的に専門家を養成し、各分野のエキスパートを新しく育成しようと考えています。現在の障害者

福祉では不充分であった対応を埋めていくために、これまでの常識を打ち破る内容にしていくよう、いったん作業所指導員やカウンセラーの常識を捨てていただき、翔夢型の職員の育成を図ります。また事業内容は障害者の要求に基づきスタッフが不足分を補っていく体制で進めていきます。

『障害者ふれあい交流センター』（仮称）は、現在平野区長原にある倉庫を借り、改装工事が始まっています。具体的な内容は、利用者・スタッフ・関係者の要求を聞きながら、新しい事業に向かって進んでいます。ぜひ皆さんの思いを新しい事業にお寄せ下さい。

施設建設資金にご協力をお願いします

日頃より 特定非営利活動法人「翔夢」の活動にご理解とご支援をいただきありがとうございます。

「翔夢」では、新事業（地域生活・就労支援センター等）を設立することになり、来年3月開所にむけ施設の改装工事をおこなっています。つきましては、NPO法人「翔夢」の事業をご理解いただき、施設建設資金、施設備品（パソコン・事務機・テーブル等）の提供にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

募金振込先

郵便振替

口座番号

00980-8-317336

口座名称

特定非営利活動法人 翔夢

三菱東京UFJ銀行 平野南口支店

普通 4636394

特定非営利活動法人 翔夢

今生活保護が 危ない!!

が出されました。その提案の副題として『保護する制度』から『再チャレンジする人に差し伸べる制度』へ。新たな制度の目的は、国民の「勤労を尊ぶ自助自立の精神」に基づき、個人が貧困と戦うことを、国が積極的に支援する制度を創

二〇〇六年十月、全国知事会、市長会にて「新たなセーフティネットの提案」として政府より生活保護法に関する提案

設することであり、ライフステージに応じた貧困対策を実施することである。言うまでもなく、セーフティネットをしっかりと守ることを前に、私たちは新たな制度を提案する。

稼働世帯に対する適用期間を最大五年とする有期保護制度の創設（ただし、五年の期間が切れた後再申請を行い、一定の条件を満たす困窮状態にある者は適用）

高齢者世帯対象制度の分離（収入・資産が一定額未満の貧困状態にある六十五歳以上の高齢者に対して、国が最低生活を保障する新たな制度を設ける。基準額は稼働世代の生活保護基準額、最低賃金、非正規雇用者の収入とも均衡を図

る）

ポーターライン層が生活保護への移行することを防止する就労制度

というような提案がありました。この提案の基本的内容は高齢者や障害者の生活保護を打ち切り新たな助成制度を打ち出し、健康保険料・医療費・介護保険料・自立支援の応益負担。介護保険の利用料などを応益負担させ利用抑制を図る考えが見え隠れします。また『再チャレンジする人』という項目でもわかるように生活保護を受けられる対象者を大幅に縮小させ、その上、五年の期限まで設けるという悪質なものです。このような内容にプラスして政府の打ち出している二〇〇六年骨太方針では自宅を

保有している者に、リバーズモゲージ利用した、貸付制度を優先すると計画されており所帯主が死亡した際は家屋含めて取り上げるような制度も考えられています。合わせて、これらの改善を遅くとも二〇〇八年までには確実に実施するといっており、早急な対策が必要です。法の改正においては法の枠内で変更できるものも多く予断が許されな

い。

障害者自立支援法の応益負担では生活保護世帯は基本的に無料と歌われていたものが今後は応益負担の対称になり、在宅障害者を多く生み出す可能性が高く翔夢でもこの流れを追跡し、新たな対策を検討していきたいと思えます。 西脇

第40回

障全協全国集会・中央行動

〜厚労省の答弁に失望感〜

十一月二十六日、二十七日に、障全協の全国集会と要求実現に向けた各省交渉・要請行動が行なわれ、私は二十七日に厚労省で行われた自立支援法の交渉に参加しました。自立支援法と言ってしまうは簡単ですが、利用料負担の問題・入所施設の問題・地域生活支援事業の問題など実に様々でした。

私は自身の障害程度区分認定直後ということもあり、障害程度区分の問題について発言しました。参加人数が多く十分な発言はできませんでしたが、障害程度区分認定の結果が障

害状況や生活状況に見合っていないことや、ヘルパーの時間が減ると十分に入浴ができなくなってしまうこと、また百二十五時間以上ヘルパーを利用している人は区分三であつても認定期間内は暫定的に重度訪問介護となる経過措置があるが不服申請をすると経過措置の期間が短くなってしまうことなどを必死に発言しました。しかし、厚労省の答弁は「認定調査はサービ

ス決定方法の一つであり、その役割は十分に果たされていると思う。もう少しデータを集めてから検討

していききたい」と書類を読み上げるだけの味気ないものでした。今までも大阪市や大阪府の交渉で前向きな答弁がもらえずに失望感を覚えたことがありますが、厚労省交渉でも同じ失望感を味わうとは思つてもいませんでした。他の項目の答弁でも「与党の方針が出ていないので国としては何とも言えない」の一点張り、とても国と交渉しているとは思えませんでした。

しかし、個人的には収穫もありました。今までいろいろな場面で発言はしてききましたが事前には原稿を用意して、しっかりと発言するということが初めてだったので良い経験になったと思いま

編集後記

2006年も終わろうとしていますが、今年には自立支援法が施行され慌ただしい一年でした。本年も翔夢の活動にご支援いただきありがとうございます。来年は新たな事業も始まりスタッフ一同頑張つてまいりますので、引き続きご支援よろしくお願い申し上げます。 Y

す。前回の大方ौरラムに続いての参加でしたが、このような運動は要求を実現するということが大前提ですが、その過程の中でいろいろな経験を積んだりたくさんの仲間たちと楽しく交流することも大切だと思ひました。 村上